

## 緑の募金による公募事業審査規程

### (目的)

第1 「緑の募金公募事業実施要領」、「学校林を活用した森林環境教育公募事業」及び「学校環境緑化公募事業」を実施するために提出された応募申請書について、厳正かつ公平に審査するために「緑の募金による公募事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

### (審査委員の構成)

第2 審査会の委員は、次の者をもって構成する。

岐阜県林政部緑化運動担当課長

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会専務理事

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会運営協議会委員

学識経験者

2 審査委員長は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会専務理事をもってこれに当たる。

### (審査会)

第3 審査会は事業予算の範囲内で年1～2回行い、事業採択の可否及び助成額について決定する。

### (報酬)

第4 審査会の委員の報酬は、各種委員の報酬及び費用に関する規程の定めるところによる。

### (事務局)

第5 審査会の事務局は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会に置く。

### (その他)

第6 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成10年4月24日から施行する。

2 この規程は、平成14年2月20日から施行する。

3 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成17年10月15日から施行する。

5 この規程は、平成21年1月26日から施行する。

6 この規程は、平成21年4月24日から施行する。

7 この規程は、平成21年8月18日から施行する。

8 この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用す

る。

- 9 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月6日改正(公益社団法人への移行に伴う「緑の募金による公募事業」関係規程・要領を整備する規程))